

# 2023年10月から変わる消費税。インボイス制度とは？



2019年10月の消費税増税に伴い、軽減税率が導入されたことで、以降、消費税には通常税率と軽減税率の、2種類の税率が存在しています。政府は「取引の透明性を高めながら、正確な経理処理ができるように」と、インボイス制度の導入を決定しました。

---

## 計算ミス、不正を防止するために導入が決まった

インボイスとは、通関手続きに欠かせない書類のことで、輸出する側が、輸入する側に発行するもの。荷物の内容や量、価格や決済の方法、運賃や保険などが記載され、ひと言でいうと「納品書と請求書を合わせたようなもの」です。この書類を保存しておくことで、仕入れた側は消費税の仕入れ額控除が受けられます。

今回、政府が決定したインボイス制度は、「取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておく」というもので、消費税の申告制度であり、仕入れ額控除の一つです。軽減税率の導入によって、日本の消費税は複数税率になりましたが、事業者には仕入れと販売にかかる税率に差が出るケースがあり、その際に起こる計算ミスや不正を防止する狙いがあります。

具体的には、従来の「請求書等保存方式」の他に、新たに「適格請求書等保存方式」が導入されることになっています。事業者には、「課税業者(消費税を納めなくてはいけない事業者)」と、「免税業者(一定の条件を満たすことで消費税の納税が免除される事業者)」があります。

---

## 制度の適用を受けるには、該当事業者として認められる必要がある

課税業者は、受け取った消費税分を納税しなければいけませんが、その分を納税額から差し引くことができます。仕入れにかかった税分を差し引くことを、「仕入税額控除」と呼びます。仕入税額控除を受けるには、かかった消費税がいくらなのか証明しなくてはませんが、その証明方法として、「請求書等保存方式」の他に、「適格請求書等保存方式」が加わったのです。



請求書等保存方式は以前からあるもので、いくらで購入したのかがわかる請求書を保存しておきます。消費税の税率が1つなら、この方式でも問題はありませんでした。

新たに導入される適格請求書等保存方式は、仕入れたものの名称や価格だけでなく、請求書等保存方式では求められていなかった、商品への適用税率や税額まで明記した「インボイス」の保存も義務付けられます。

インボイス制度は2023年10月1日からスタートしますが、この制度の適用を受けるには、適格請求書発行事業者として認められる必要があります。登録申請は2021年10月1日から受付が始まっており、2023年3月31日までに申請書を登録しなければいけません。

整理すると、インボイス方式導入の目的は、次の3つ。

- ・取引における消費税額を正確に把握するため
- ・正確な税率を確認するため
- ・不正やミスを防ぐため

---

## インボイス対応の経理システムも必要に

---

では、導入によって、事業者はどんな影響を受けるのでしょうか。

課税事業者の場合、インボイスの発行が義務付けられるため、前述したように、事前に適格請求書発行事業者の登録をしなければいけません。インボイスのシステムに対応した経理システムの整備、取引先の事業者が課税業者に該当するのかの確認も必要です。

インボイス制度が導入されると、課税事業者が免税事業者との取引で支払った消費税額は、仕入税額控除を受けられなくなります。つまり、支払った分の消費税は、課税業者が納税することになります。そのため、免税事業者は、免税事業者のままだと取引を控えられたり、課税事業者になるよう要請されたりすることも...といった懸念があります。

インボイス制度にどう対応すべきか。そのポイントを整理してみましょう。

インボイス制度下で仕入税額控除を受けるには、原則として取引相手から交付されたインボイスを保存しておく必要があります。売り手側は、買い手側からの求めに応じてインボイスを交付し、交付したものは自身も写しを保存しておかなくてはなりません。

- ・「売り手」 買い手から求められたインボイスを交付し、写しを保存しておく
- ・「買い手」 仕入税額控除を受けるため、交付されるインボイスを保存しておく

ただし、インボイスは誰でも発行できるわけではありません。ここで重要なのが、前述した「適格請求書発行業者」として認められること。また、免税業者もインボイスの発行はできません。従来は必須ではなかった事業者登録番号、適用税率、税額なども、インボイスには記載が求められます。

---

## 免税事業者のままでいるかどうか、判断が求められる

---

インボイスが発行できる適格請求書発行事業者になる。要件を満たしたインボイスが発行可能な経理システムを整備する。これが新制度への対応準備ですが、免税事業者の場合は、「課税事業者になるかどうか」の選択もあります。

現行制度では、開業1年目、または課税売上高が1,000万円を超えない事業者は、納税が免除されています。ただ、販売において消費税額を請求するのは一般的に行われ、免税事業者に対する優遇措置とみなされていました。インボイス制度になると、免税事業者はインボイスを発行できないため、課税事業者が免税事業者から仕入れをすると、仕入税額控除ができなくなります。では、免税事業者が課税事業者になればいいかというと、当然ですが消費税の納税義務が発生します。

免税事業者は、自身のビジネスにとってどちらが有利かを見極め、免税事業者のままか課税事業者になるか、選択しなくてはなりません。免税事業者だからといって取引を止められることがないよう、国が何らかの措置を講じるのか。情報をチェックしておくことをおすすめします。